

『モンゴル秘史』におけるヨスンについて

チョクト（朝克图）

はじめに

モンゴル法制史研究において、少なからぬ研究者は、ジャサ Jasa（ペルシア語史料では yāsā）とはチンギス・ハーンによって定められたモンゴル帝国の法律であり、ヨスン yosun (yūsūn) はモンゴルの慣習法である、という見方をしている。モンゴル帝国時代、ジャサがチンギス・ハーンによって定められ、ある意味において法的な役割を果たしていた、ということについては疑いの余地がない。しかし、ヨスンが慣習法としての役割を実際に果たしていたものであるか否かという問題については、なお検討の余地があるように思われる。なぜなら、従来より、モンゴルのジャサとヨスは、共にモンゴル帝国の統治システムにおける法的規範のひとつであり、両者に則って政治を行うべきであることが様々な史料の中で強調されてはいるのであるが、「ジャサとヨスン」というように両者が並記されている場合におけるヨスンという概念が、具体的にどのようなものを指しているのか、未だに明らかであるとは言えず、また、モンゴル帝国時代の諸史料、特にモンゴル語史料である『モンゴル秘史』（以下『秘史』と称す）を丹念に見てみると、そこに見えるヨスンが慣習法を意味しているとは、必ずしも断言することができないからである。

そこで、本稿では、『秘史』における「ヨスン」の用例を分析し、そこに現れている「ヨスン」の概念を捉え、これをペルシア語史料に見える「ヨスン」の用例と比較・検討し、両者の相違と相互の関係について明らかにしていきたい。それによって、従来、漠然と「慣習」「慣習法」と看做されてきたヨスンを再考し、ヨスンの性質やジャサとヨスンの関係を明らかにすることを試みたい。これは、単にヨスンという概念についての問題にとどまらず、モンゴル帝国の統治システム上の規範、原則、統治理念がいかなるものであったのかという問題を解明することに繋がるものであり、モンゴル帝国を理解する上で極めて重要な問題であると考えられる。

一、先行研究における問題点

ヨスンをモンゴルの慣習法と看做す見解の多くは、ペルシア語史料におけるヨスン yūsūn の記述を前提としているようである。ペルシア語史料、ジュワイニーの『世界征服者の歴史』とラシードの『集史』には、ヨスンに関する記載がいくつも見られるが、それらのうち、『集史』がジュワ

イニーの記載に基づいている部分について見ると、ジュワイニーに、「ヤサとヨスン (yāsā wa yūsūn)」というように、ヨスンがジャサと並列して記される場合の「ヨスン」とある部分が、『集史』において、「慣習」、「習慣」、「風習」、「規則」などの意味を表す āzīn, rasm, ‘ādat, ā’īn という語に置き換えられて「yāsā wa āzīn」、「yāsā wa rasm」、「yāsā wa ‘ādat」、「yāsā wa ā’īn」などと表現される例が少なくないのである⁽¹⁾。先学の研究者たちによって、ヨスンが慣習、または、慣習法を指していると考えられたのは、そのためではないかと思われる。例えば、『集史』「オゴデイ・ハーン紀」第三部の「オゴデイ・ハーンの述べたビリク (訓言) や格言や勅令 (bīlig-hā wa maṣal-hā wa ḥukm-hā)」という節に見える「ヤサとヨスン (yāsā wa yūsūn)」という表現は、J.A.Boyle の英訳には、“yāsā and yosun” とそのまま訳されているが⁽²⁾、ソ連邦科学アカデミーのロシア語訳には、「慣習と秩序 (обычай и порядок)」と訳され⁽³⁾、その語を含む部分の中国語訳には、「モンゴル人にはこのような慣習がある (蒙古人有這樣的習慣)」と翻訳されている⁽⁴⁾。

また、『集史』の「チンギス・ハーン紀」第三部の「チンギス・ハーンの述べた格言や言葉や訓言 (maṣal-hā wa sukhan-hā wa bīlig-hā) と命令した勅令」という節における「yāsā wa yūsūn」とある箇所は、上記のロシア語訳には「обычай (йусун) и закон (йасак)」、即ち、「習慣 (ヨスン) と法令 (ヤサク)」と訳され⁽⁵⁾、さらに、中国語訳には「法令和習慣」と訳されている⁽⁶⁾。また、ペルシア語原文における「yūsūn」という語が恣意的に慣習法と解釈された例も見られる。例えば、上述の『集史』「チンギス・ハーン紀」第三部のロシア語訳や中国語訳において、「ヨスン (yūsūn-hā)」という語が「習慣法」と訳されている⁽⁷⁾。しかし、当該の部分を見ると、

王たちが酒を貪ったならば、重大事やビリクや重要なヨスンなどを発布するな⁽⁸⁾

とあり、「ヤサ (ジャサ) とヨスン」というように並記されているわけではなく、文脈からも明らかのように「ヨスン」を「慣習」という意味で解釈することはできないのである。

しかし、ヨスンを含めたモンゴルの古代法を「モンゴルの慣習法」と定義づける見解は、リャザノフスキーによって示されている。その見解は、その後の研究者たちによってさらに踏襲・発展させられており、その影響は小さくないと思われる。即ち、リャザノフスキーは、「諸民族の根

(1) Үсүтү 2005. p.77-78.

(2) J.A.Boyle 1971. p.77.

(3) СБОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ. ТОМ2. p.49.

(4) 『史集』1985. p.85.

(5) СБОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ. ТОМ1. К.2. p.260.

(6) 『史集』1983. p.355.

(7) СБОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ. ТОМ1. К.2. p.260. 『史集』1983. p.358.

(8) JT/RO/VO1/586

本的な法典とは、大体において彼らの慣習法を代表したものである」との認識から、モンゴルにおいても、慣習法を成文化したものが法典である、と考えている⁽⁹⁾。リャザノフスキーは、欧米一般の現代社会における「慣習法」を念頭に立論しているわけであるが、現代において一般的に言う「慣習法」という概念をそのままモンゴル帝国時代に遡及・適用することができるのか、また、仮にモンゴル帝国にも「慣習法」という概念が存在したとすれば、それは具体的にどのような概念であるのか、まず、これらの問題について、根本的に考え直さなければならないように思われる。

それはさておき、リャザノフスキーと同様に、モンゴルの「慣習法」の意味を非常に広い範囲において解釈し、ヨスンを「慣習法」と看做したうえで、その前提のもとに、チンギス・ハーンによってジャサが定められる以前の時代を「ヨスンの時代」と称している研究者もいる。即ち、奇格1999は、チンギス・ハーンによってジャサが制定される以前の時代を「ヨスンの時代」と称し、ヨスンには次のような内容が含まれているという。

氏族長老ベキ制度、氏族長を選出するクリルタイ制度から汗位継承の世襲制度、祖先祭祀制度、重大な事柄を決めるクリルタイ制度、氏族外族婚姻制度、家主の財産を末子が継承する制度、卷狩制度、生活禁止規定⁽¹⁰⁾

また、呉航海2000も同様にヨスンが慣習法を指しているものと理解し、ヨスンは次のものに根源があると述べている。

蒙古先住民の自然に対する禁止規定、蒙古社会の伝統的な道德概念、蒙古人の宗教信仰、蒙古人の狩猟と戦争⁽¹¹⁾

以上の研究においては、ヨスンをモンゴルの慣習法としながらも、その概念をあらゆる制度一般にまで拡大解釈してしまっている。これらの見解は、モンゴル帝国時代の諸史料に見えるヨスンの記述そのものを分析し、そこから直接導き出したものであるとは考えられず、モンゴルのヨスンを現代法学理論における慣習法という概念によって再解釈したものに他なるまい。しかも、

(9) リャザノフスキー 1975. p.186. 本書の原著 *Fundamental Principles of Mongol Law* は、天津で1937年に出版された。それより以前1923-1924年にリャザノフスキー氏は、『蒙古諸部族の慣習法—蒙古人、ブリヤート人、カルムック人』という概説書を書き、1929年に英文で *Customary of the Mongol tribes* という名前で、1931年にロシア語で『蒙古法（主として慣習法）』という名前でそれぞれ公刊した。前者は、満洲国興安総署によって『蒙古民族の慣習法』として訳出され、後者は、満鉄東亜経済調査局により、昭和10年4月に『蒙古慣習法の研究』として日本語訳が刊行された。その後、同氏の *Fundamental Principles of Mongol Law* の日本語訳も青木富太郎氏によって、1943年に邦訳された。これらの著作において、リャザノフスキー氏は、比較法学理論によって、モンゴル法の概説を歴史的発展の形式で書くことを試みたが、欧米一般の現代社会における「慣習法」を念頭に立論しているため、モンゴルの「慣習法」に関する史料に則った分析を十分に行ったとは言い切れない。現代で一般的にいう「慣習法」がモンゴル帝国時代にも適用できるのか、仮にモンゴルにも「慣習法」という概念が存在したならば、それはどういう概念なのか、より根源的な部分が考え直さなければならないように思われる。

(10) 奇格1999. p.24-26.

(11) 呉航海2000. p.43-55.

彼らが自身の立論の根拠としている「ヨスン＝慣習法」という通説に注意を払って見ると、これは、欧米の研究者を中心に行われた、非モンゴル語史料、即ち、ペルシア語史料等に基づいた研究に端を発したものであることが浮かび上がってくるのである。では、モンゴル人自身にとって、ヨスンとはいったいどのような概念なのであろうか。

そこで、次章では、モンゴル高原の遊牧文化や風習の痕跡が色濃く残されている『秘史』における「ヨスン」の用例を分析してみよう。

二、『秘史』におけるヨスンの用例の検討

『秘史』における諸用例において、ヨスンという語は、yosun という語形のみならず、yosu、yosu-ar、yosulaǰu、yosun、yosun-tur、yosutai、yosutan、yosutan-i、yosutu という形で使用され、名詞、形容詞、動詞などいろいろな派生形で見えており、名詞としては、yosu、yosun という二つの語形で現れている。ところで、yosun という語は、yosu という語に名詞形を示す-nをつけたものであり、意味的にはほとんど変わりがないようである。例えば、次のような用例がある。

チンギス・カハンとオン・ハンがトウラのハラ・トン（黒い森林）に会い、父子となった。
父子となったヨスン (yosun) は、昔、父のイエスゲイ・ハンとオン・ハンがアングと言いつつ合ったことによって、(オン・ハンを) 父の如しといて、父子と言いつつ合ったヨス (yosu) はこのようである。(164節)

ここには、「父子」関係の確立に関連してヨスン yosun およびヨス yosu という表現が見られる。ここにいうヨスン、ヨスとは、「ことの原因」や「原因」などの意味として捉えることが可能であると思われるが、その概念そのものの分析は後に改めて行うこととして、この文脈上からは、両者に意味の相違は見受けられず、全くの同義と看做しても何ら差し支えなからう。よって、本稿では『秘史』における yosu、yosun の両語は同義語として扱う。なお、モンゴル語の表記としては、「ヨス」の方がより適切かとも思われるが、ペルシア語表記が「yūsūn」であり、多くの先行研究においても「ヨスン」という表現が通行しているため、本稿でも「ヨスン」と表記することにする。

さて、yosu、yosun という語は、『秘史』には計28回現れ（そのうち yosu は6回、yosun は22回）⁽¹²⁾、漢字転写は「約速」、「約孫」と音写され、漢語の傍訳・総訳では「理」、または、「道理」と解釈されている。この「理」、「道理」とは、ヨスンに対応する漢語的に解釈された概念であると思われるので、検討する余地のあるものではあるが、少なくとも慣習や慣習法という意味では

(12) 栗林 确精扎布2001. p.871.

解釈されていないことは明らかである。

また、『秘史』の研究者の立場からは、『秘史』における yosu、yosun という語の意味について、yosun とは「何か出来事の経緯を述べた後、そのまとめの用語として使われている。即ち、起源、経緯、結局という意味である」と既に指摘されているが⁽¹³⁾、本稿では、以上の見方を踏まえて、ヨスンに他の意味があるのか、特に、慣習や慣習法を指す言葉として使われているのかどうか、という点を考察する。まず、これに関連する事例をいくつか見てみたい。

- ①チンギス・カハんとオン・ハンがトウラのハラ・トン（黒い森林）に会い、父子となった。父子となったヨスン (yosun) は、昔、父のイエスゲイ・ハンとオン・ハンがアングと言いつつ合ったことによって、(オン・ハンを) 父の如しと行って、父子と言いつつ合ったヨス (yosu) はこのようである。(164節)
- ②「自らのハンを殺すことは出来なかった」と言ったならば、そこで、「自らのハンを殺さなかったヨス (yosu) こそ、大トルを考えている (yeke törö-yi setki-jü'üi)」と言って、その言葉に賛同し、「一つの大業に任命したい」と言った。(220節)
- ③ホリ・トマトのホリラルタイ・メルゲンの娘で、アリグ・ウスンの地に生まれたアラン・ゴアをそこで求婚して、ドブン・メルゲンが娶ったヨスン (yosun) は、そのようであった⁽¹⁴⁾。(9節)
- ④ホエルン夫人をイエスゲイは、自分の家に連れて来た。ホエルン夫人をイエスゲイが連れて来たヨスン (yosun) はこのようである。(56節)
- ⑤これらジュルキンの民衆のヨスン (yosun) は、[次のようであった]。カブル・ハンの七人の息子の最年長は、オキン・バルカクであった。その息子は、ソルカトゥ・ジュルキであった。(139節)
- ⑥モンゴルのトル (törö) には、ノヤンのモル (mör) としてベキになるというヨスン (yosun) がある。(216節)
- ⑦また、サルタウルの民衆を取り終わって、チンギス・ハーンが仰せ (Jarliy) になり、諸城市にダルガチたちを置いて、ウルゲンチ城市からヤラワチ、マスクドという名を持つ二人のクルムシ氏のサルタウル人が来て、城市のヨス・ドル (yosu dörö) をチンギス・カハンに語って、ヨスンどおりに治め (yosun dur adali) [るように]、言われて、(263節)

これらの用例によると、ヨス (yosu)、ヨスン (yosun) という語は、何れの場合も、物事の経緯や原因などを指す言葉として使用されていることは明白であり、これを慣習、慣習法という意

(13) Eldentai Ardash 1986, p.21.

(14) この yosun という語は、村上1970に次第と訳され (p.17)、小沢1997に理 (ことわり) と訳されている (p.16)。

味で解釈することはできないのである。

以上、『秘史』におけるヨスンの用例を具体的に取り上げて見たが、少なからぬ先行研究において、ヨスンと言う語が「慣習」や「慣習法」と理解されていることは、根本的に問題である、ということが確認されたであろう。ところで、『秘史』における「慣習」を表す語としては、上記の②、⑥、⑦の用例中にも見られるようにむしろ「トル törö」、「ドル dörö」という語が使用されているのであるが、例⑦に見える「ヨス・ドル yosu dörö」という表現、および「ヨスンのように (yosun dur adali) 管理する」という表現は、ヨスンの性質を知る上で重要な手掛かりとなるものと思われる。そこで、次章では、『秘史』における「ヨスン」を「トル」と比較・検討して詳細に分析してみよう。

三、「ヨス」と「トル」の検討

前述のように、『秘史』には、「ヨス・ドル (yosu dörö)」および「ヨスンどおりに治めるように言われた yosun-tur adali meden kelekedejü」という用例がある。その表現を含む箇所には次のように述べられている。

また、サルタウルの人衆を取り終わって、チンギス・カハンが命令になり、諸城に、ダルガチたちを置いた。ウルゲンチ城からヤラワチ、マスクドという二人のクルムシ氏のサルタウル人が来て、城市のヨス・ドル (yosu dörö) をチンギス・ハーンに語って、ヨスン (yosun) どおりに治め [るように]、言われて、息子のマスクド・クルムシを我々の長官達とともにブハラ、セミスゲン、ウルンゲチ、ホータン、カシュガル、ウリヤーン、グセン・ダリルを初めとする諸城市を統べさせるように任命し、父のヤラワチを連れていって、金国の中都の城市を統治させた。サルタウル人の中からヤラワチ、マスクドの二人はトル・ヨスン (törö yosun) をよく知るために、キタイの人衆を管理させ、ダルガたちと共に任命した。(263節)

ここには、「ヨスンどおりに治めるように言われた (yosun-tur adali meden kelelegdejü)」という記述があるが、このヨスンが何を指しているのかが問題となる。『秘史』には、このヨスン yosun は、「約孫」と音写され、漢語で「理」と傍訳されているが、具体的にどのような処置がとられたのかといえ、ヤラワチとマスクド父子がチンギス・カハンに「城市 [を治めるため] のヨス・ドル (balaqasun-u yosu dörö)」を述べたことに対して、チンギス・カハンが「ヨスンどおりに (yosun-tur adali) 治めるよう」に言って、ヤラワチと息子マスクドをそれぞれ、中国と中央アジア諸都市の統治に任命している。『秘史』のこの部分に見える、ヤラワチと息子マスクドがチンギスに語ったという「城市 [を治めるため] のヨス・ドル」、チンギス・カハンから「ヨスンどおりに治めるよう (yosun-tur adali meden kelelegdejü)」と言われている「ヨスン」、ヤラワチ

と息子マスクドが「よく知っている」とされている「トル・ヨスン」が、いずれもほぼ同じ意味であることについては特に異論はないであろう。この「ドル」や「トル」は漢語で「朶舌劣」、「脱舌劣」とそれぞれ音写され、傍訳には「体例」とあるのに対して、「ヨス」や「ヨスン」は「約束」、「約孫」と音写され、傍訳には「道理」、「理」とある。また、「yosu dörö」、「törö yosu」という語について、村上正二氏は「慣習や制度」「制度や慣習」⁽¹⁵⁾、小沢重男氏は「しきたり、ならわし」、「ならわし、しきたり」⁽¹⁶⁾、Cleaves氏は「慣習と法律 (customs and laws)」および「法律と慣習 (laws and customs)」⁽¹⁷⁾、Rachewiltz氏は「法律と慣習 (laws and customs)」⁽¹⁸⁾とそれぞれ解釈している。このうち、yosun に対しては「慣習」、törö に対しては「法律」と訳されている場合が多いが、果たして、これらの解釈は妥当であると言えるのであろうか。また、ヨスとトルには明確に意味の違いがあるのであろうか。そこで、『秘史』の他の箇所において、dörö、törö という語がどのように使用されているのか見てみることにしたい。

- ①また、ドコルクウを処刑したのは、一つの過ちである。今、私の前に誰がそのように先頭に突撃して行くのか、父であるカハンが健在している時に、ドル (dörö) に勤める人 (dörö kičiyegü gü'ün) を知らずに暗殺したことを自ら非難した、私は。(281節)
- ②モンゴルのトル (törö) には、ノヤンのモル (mör) としてベキになるヨスン (yosun) がある。(216節)
- ③これらの言葉に対して、オン・ハンは「ああ、不幸なことだ、息子より離れることになったのだらう、トルから離れた (törö-dače qaqača=ba)。離れの運命によって離れた私は。(178節)
- ④テムジンは、「確かにそのようにウルスを管理させ、万戸長にしたい」と言った。今、トルを教えた (törö-yi jī'a=qsan gü'ün) 人である私を万戸長にさせるとは、如何に嬉しいことか。(121節)
- ⑤自らのハンを殺すことが出来なかったと言ったら、そこで、「自らのカンを殺さなかったことは、大トルを考えている (yeke törö-yi setki=yü'üi)」と言って、その語に同意をし、「一つの大業に任命したい」と言った。(220節)

ここでは、①を除けば、他の事例ではみな törö という語が使われている。①では dörö kičiyegü gü'ün と表現されており、dörö という語は、漢語で「朶舌劣」と音写され、傍訳には「道理」と解釈されている。この場合、「傍訳」が前に見たヨス・ドル yosu dörö という語の dörö の解釈であ

(15) 村上1976. pp.232-33.

(16) 小沢1990. pp.376-7.

(17) Cleaves 1982. p.203.

(18) Rachewiltz 2004. vol.1. p.194.

る「体例」とはやや異なっている。一方、*törö* は「脱舌劣」と音写され、②の傍訳に「理」と解釈されているを除けば、他のは、皆「道理」と傍訳されている。*dörö* と *törö* を同一の語と看做すことができるかという点については、まだ議論の余地があるかもしれないが、先行研究においても同義と看做されており、上の諸例においても同義と看做して差し支えないようである⁽¹⁹⁾。*törö* という語は、チュルク語では「伝統的な (traditional)、慣習的な (customary)、慣習法 (unwritten law)」⁽²⁰⁾ という意味があるというが、以上の例においては、②の *törö* を除けば、それぞれ、「*törö-deče qaqača=ba*」、「*törö-yi jī'a=qsan*」、「*yeke törö-yi setki-jü'üi*」とあり、これらを「慣習」や「慣習法」という意味で使われていると看做すことは難しい。これら三つの用例から、*törö* という語にも、物事の「道理」、「原理」、「原則」などの意味で使われる場合があることがわかる。即ち、この場合、*törö* という語は、*yosu* という語と同義であると看做すことも可能であり、*yosu törö* と表現された場合は、並列されることで同義ないし類義の意味を示していたと考えられる。その証左に、清朝時代に編纂された『二十一卷本辞典』*qorin nigetü tayilburi toli* には「規格、儀式、法則を *yosu* という。また、*törö* という」とあって、両者が同義として取られているのである⁽²¹⁾。

以上の分析より、*yosu dörö*、*törö yosun* という語において、ヨスが「習慣」や「制度」を指しているのに対してトルが「法律」を指していると理解するより、両者が共に道理や原則を指していると理解するほうが妥当であると言うことができよう。

四、チンギス・ハーンとヨスン

以上、ヨスンとトルは相通じる概念であり、必ずしもヨスは慣習という意味に限定されるべきではなく、むしろ道理や原則という概念であると理解すべきであることを考察した。ところで、『秘史』には、チンギス・ハーンの発言として、「ヨスンどおりに治めるよう」と命じた言葉が残されている一方で、彼自身がヨスン *yosun* を定めたという興味深い記述がある。

不滅なる天に護られてあまねき^{くにたみ}邦民を正道たらしめているとき汝が見る眼、聞く耳となり、あまねき^{くにたみ}邦民を、母に我らに弟たちに子たちに、取り分なる民の名によって、フェルトの帳幕を持つものたちを均等にし、板の門戸を持つものたちを分かち分配して与えよ。誰であろうと汝の言葉を決定して、姦賊を懲罰し、虚偽を挫き、死なせる道理のあるものたちを死なせ、処罰する道理のあるものたちを処罰せよ」と言って、すべての上の断事 (*jaryu*) に任命した。また、あまねき民の取り分を分配したもの、断事 (*jaryu*) を行ったことを青い帳冊に

(19) ウイゲル式モンゴル文字では、d と t の子音は、同一の字で書かれる。irinčin 1987 にも同じ字で書かれている。p.260, 286.

(20) Clauson. p.531.

(21) *qorin nigetü tayilburi toli*, 1977、849頁。

書き込み冊となし、子々孫々に至るまでシギ・クトゥクが私に議つてヨスにし (yosula-ju)、青い書物白い紙に帳冊となしたものを決して変えないように。変える民は過失あるものたちとなすように、と仰せになった⁽²²⁾。

『秘史』のこの記載によると、ヨスン yosun というものを単に昔から継承されてきた慣習、慣習法と見るよりも、決められた「決まり」や「原則」などと見做したほうが妥当であるように思われる。上掲の記載には、チンギス・ハーンがシギ・クトゥクを最高の断事官に任命する一方で、彼にすべての人々に与える分け前や訴訟の審理を青き帳冊に書き込むように命令したことが述べられている。ここで注目し得るのは、その青き帳冊に書き込まれるものがヨスン (yosun) として定められたものであるということである。このヨスン (yosun) として定めるといふのは、yosula-ju という語によって表されているが、この語は、「約速刺周」と音写され、傍訳では「議擬着」と解釈されている⁽²³⁾。即ち、ここでは、ヨス (yosu) とは定められるものとされており、しかも、シギ・クトゥクとチンギス・ハーンの協議によって定められるものとされている。従来の研究では、シギ・クトゥクが青き帳冊に記録した内容を大ジャサであると推測する見解があったが⁽²⁴⁾、上掲の記載を分析して見る限りでは、ここでは、それを直ちに大ジャサと結びつけることは困難であり、やはり、定められた結果、「ヨスン」となったものであると理解すべきものであろう。

では、上掲の記載におけるヨスンとはいかなるものであり、ジャサとはいかなる関係を持っていたのであろうか。ここには、ヨス (yosu) にされたもの、即ち、ヨスンは、シギ・クトゥクがチンギス・ハーンと協議することによって定められ、青き帳冊に記録され、子々孫々に至るまで変更してはならないものであり、これに反するものは過失あるものたちとなる。即ち、罪に問われると記されている。また、このヨスは、シギ・クトゥクが定めたものと看做すよりは、実質的にはチンギス・ハーンの定めたことをシギ・クトゥクが記録したものと理解した方が妥当であるように思われる。ここにいうヨスンは必ずしも慣習的な法を指すわけではなく、むしろ、新たに制定されたものであると見るべきものであろう。よって、この用例について、ヨスンは「規定」「原則」と理解することができると思われる。

以上の分析により、ヨスンの性質について新たな認識が得られるのであるが、では、ジャサとヨスンとの間には、どのような相違があるのであろうか。

即述のように、モンゴル帝国時代のペルシア語史料に「モンゴルのジャサとヨスン」と、ジャ

(22) 『秘史』の203節。

(23) yosulaju という語は、村上1972に「規則定めて」とあり (p.398)、小澤1988には「筋道をたて」と訳されている (p.108)

(24) Liu jin suo 1991.

サとヨスンが並列して挙げられる場合が多い。そこでは、二つの語が「ジャサとヨスン」という形で一つの意味を指し、「ジャサ」と「ヨスン」とが区別されていないという可能性を想定することができる。例えば、『集史』には次のような二つの記載がある。

モンゴルの *yāsā* と *yūsūn* は、次のとおりである。春と夏には、誰も昼間に水中に座り、河で手を洗い、金銀の容器を水に入れ、洗った服を野原に敷いてはならない。彼らの考えによれば、このことが雷と稲妻を発生させると看做しているので、彼らは、このことを非常に恐れ、避けている⁽²⁵⁾。

また、『集史』の「グユク・ハン紀」には、次のように記録されている。

オゴデイ・ハーンが亡くなった後、諸王たちはみな道から外れた行動をとり始め、地方に手形を書き、誰にでも牌子を与えた。グユク・ハンはこれを戻すように命令した。このような行動は、*yūsūn* と *yāsā* から外れたので、彼らは恥を感じ、頭を下げ、牌子とジャリルグを戻し、彼の前に置いた⁽²⁵⁾。

これら二つの記録には、「*yāsā* と *yūsūn*」「*yūsūn* と *yāsā*」という表現が使われているが、前者の内容が普通の草原での水の扱いに関する生活習慣を指しているのに対して、後者は、それとは異なり、諸王たちの権限の範囲について述べている。以上の二つの内容は、ジャサなのであろうか、それともヨスンなのであろうか。ジャサは発表者が既に論じたように、何らかの罰則を伴う具体的な規定、決まりであることを特徴とする⁽²⁶⁾。それに対して、ヨスンについては、少なくともここまで考察してきたかぎりでは、ジャサのように何らかの具体的な内容に対応して定められている罰則というよりは、既に定められた規定を永続的に守り続けることが要求されているものではないだろうか。あえて、ジャサとヨスンの違いをはっきりさせるならば、ヨスンとは、ジャサをも含めた広い意味の守りごとであり、抽象的な意味において使われている概念であるように思われる。

尤も、「*yāsā* と *yūsūn*」の規定の対象となる事象から判断する限りにおいては、ペルシア語史料における記載について、それぞれの規定を、何がジャサであり、何がヨスンであるか、一々分類することには、あまり意味がないように思われる。というのは、もしそれぞれの規定がジャサあ

(25) JT/RO. VOL.1/685

(25) JT/RO. VOL.2/807

(26) チョクト2005『秘史』におけるジャサの用例を見ると、ジャサが定められる際には、これに反するものに対する制裁方法が強調されており、罰則となっていることは明らかである。

るいはヨスンの何かに適用されるのであるとすれば、「yāsāと yūsūn」というように並記せずとも、「yāsā」か「yūsūn」の一方のみを記せば済むことであるからである。即ち、ここで問題となるのは、罰則を伴うか否かという両者の特質の差異ではなく、いずれも然るべき^{ことわり}理、正当な理由に基づく規定であるという点ではないだろうか。要するに、ペルシア語史料において、「yāsā」と並記されている「yūsūn」については、先学のように「慣習」であると解釈せずとも、然るべき「理」「道理」に基づくものであると理解しても何ら問題はなく、そのような性質を持つ規定であるので、「yūsūn」が「yāsā」と並記されているのではないだろうか。そのような理解のもとにペルシア語史料に見える「yūsūn」を捉えれば、モンゴル語史料『秘史』に見える「yūsūn」とも特に矛盾しないのである。

終わりに

以上、従来先学によって「慣習」「慣習法」と看做されてきた「ヨスン (yosun)」という語について『秘史』におけるヨスンおよびそれと同語根の用例を分析し、ヨスンの性質について再検討をおこなった。そもそも、モンゴル語を主要史料とする歴史研究者には既に自明のことかもしれないが、「ヨスン」は決して「慣習法」という意味だけに限定されるものではない。それにもかかわらず、モンゴル帝国史研究者の一部の間には、「ヨスンは慣習法である」という、ペルシア語史料における必ずしも適切であるとは言い難い解釈に基づいた見解が定説化し、それを前提に新たな論が立てられる、という状況が生じつつあった。この考察からモンゴル語史料とペルシア語史料それぞれの「ヨスン」の用例における、従来は相違と考えられたものは、必ずしも、「史料性の違い」や「概念差異」として理解されるべきものではないことが明確になった。しかし、ペルシア語史料に見える「yāsāと yūsūn」等の並列表現について言えば、両者は単に似て非なる「規定」を羅列したわけではなく、両者に共通する最大公約数的な概念を表す「ひとつの表現」として捉えることが可能なのではないだろうか。その場合、両者に共通する概念が何かといえば、やはり「道理」や「正当性」などに裏付けられた「規定」「決まり事」であり、「守るべき事柄」であるということができるであろう。

以上のように考えると、従来、無批判に「慣習」「慣習法」と訳されてきたペルシア語史料中の「ヨスン」の意味も根本的に変わってくるのではないだろうか。今回は、これら、「ヨスン」や「ジャサ」がモンゴル帝国の統治システムにどのように関わっていたのかという問題にまでは踏み込むことはできなかったが、この問題については、今後「ヨスン」と「ジャサ」の関係をより深く考察した上であらためて検討していく必要があるものと思われる。以て今後の課題としたい。

参考文献

- 小沢重男 1984-86、1987-90 『元朝秘史全釈』『元朝秘史全釈読攷』全6巻、風間書房
栗林均 确精札布2001 『『元朝秘史』モンゴル語全単語語尾索引』東北大学東北アジア研究センター

- 呉海航 2000 『元代法文化研究』北京師範大学出版社、北京。
- 『史集』1983 第一卷、第二分冊、拉施特著、余大鈞 周建奇中訳、商務印書館
- 『史集』1985 第二卷、拉施特著、余大鈞 周建奇中訳、商務印書館
- 奇格 1999 『古代蒙古法制史』遼寧民族出版社、瀋陽
- チョクト 2005 「『モンゴル秘史』におけるジャサグについて」『日本モンゴル学会紀要』35
- 村上正二 1970、1972、1976 『モンゴル秘史 チンギス・カン物語』1-3、平凡社
- リャザノフスキー 1975 『蒙古法の基本原理』青木富太郎（訳）、原書房
- 呉海航 2000 『元代法文化研究』北京師範大学出版社、北京
- Alá al-Dīn Atá Malik Juwainī 1912. *Tārīkh-i Jahān-gushā-yi Juwainī*, M. Qazwīnī (ed.). London.
- Eldentai Ardajab 1986. *mongγul-un niγuča tobučiyān*. öbür mongγul-un arad-un keblel-ün qoriy-a. kökeqota.
- Yeke Mingyatai Irinčin 1987. *mongγul-un niγuča tobučiyān*. öbür mongγul-un yeke sorγayuli-yin keblel-ün qoriy-a. kökeqota.
- Clauson 1962. *An Etymological Dictionary of Pre-13th Century Turkish*. Oxford 1962.
- čoytu 2005. pers tulγur bičig deki yosun-u tuqai šinjilekü-ni. *oirat sudulal*, 55, 2005.2.
- Francis Woodman Cleaves 1982. *The Secret History of the Mongols*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts—London, England.
- Igor de Rachewiltz 2004. *The Secret History of the Mongols*, Volume one, Brill Leiden Boston.
- John Andrew Boyle 1971. *The Successors of Genghis Khan*, Translated from the Persian of Rashid Al-din, New York and London, Columbia University Press.
- Liu Jīn suo 1991 “šigi-qutuqu Jiči tegün-ü bičiγsan köke debter-ün tuqai” “*mongγul-un niγuča tobučiyān-u suduγan*” öbür mongγul-un arad-un keblel-ün qoriy-a, kökeqota.
- РАШИД-АД-ДИН. СБОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ. ТОМ1. ИЗДАТЕЛЬСТВО АКАДЕМИИ НАУК СССР
- РАШИД-АД-ДИН. СБОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ. ТОМ2. ИЗДАТЕЛЬСТВО АКАДЕМИИ НАУК СССР
- qorin niγetü tailburi toli*, öbür mongγul-un arad-un keblel-ün qoriy-a, kökeqota.
- Rashīd al-Dīn 1373/1995. M. Roushan, M. Mūsavī (ed.), *Jāmi' al-Tawārīkh*, Tehrān.

[付記] 本稿の執筆に際して、ご助言や日本語のお直しをいただいた赤坂恒明様、四日市康博様に感謝の意を表したい。

	『秘史』における yosun およそそれと同語根の諸語の用例	音写 (上段) 傍訳 (二三段)	回数
1	yosu	約速 理 道理	6
	ečige kö'ün ke'eldüküi yosu teyimü. (164) tus qan-ıyan tebčın yadaqşan yosu yeke törü-yi setkiyü'üi. (222) yeke yosu setkiyü'üi či. (252) yosu dörö (263) yosu ügei (281)		
2	yosu-ar	約速阿兒 理 依着 道理依着	15
	anda keeldükşen yosu-ar (151.164.177) mün gü yosu-ar (192.224) mün yosu-ar (199. 229. 257. 269. 270. 278) jarliq-un yosu-ar (227. 278) urida yosu-ar (278)		
3	Yosulaju	約速刺周 議擬着	1
	šigi-qutuqu-yin nadur eyedeju yosulaju		
4	yosun	約孫 理 道理	22
	yosun teimü (9. 56. 95. 116. 139. 147. 164. 244. 273) yosun eyimü (110.) jürkin irgen-ü yosun (139) yosun inu (150) yosun tere ülü ü büi (177)		
5	Yosun-tur	約孫突舌兒 道理 行 理 行	2
	čima-un yosun-tur elčın ile (177) yosun-tur adali meden kelelekdejü (263)		
6	yosutai	約速台赤 理有的你	2
	učiras=asu ide=gü yosutai či (71) gürtesü idegü yosutai či (71)		
7	yosutan	約速壇孛額速 理有的每有呵	3
	mököri'ül=kün yosutan bö=esü (227). nišiqda=qun yosutan bö=esü (227). Jamuqa altan qučar-tan-u yosutan bolqaqta=qun büle'ei ta. (246)		
8	Yosutan-i	約速塔泥 理有的每行	2
	ükü'ülde=kün yosutan-i ükü'ül. alda'ulda=qun yosutan-i alda'ul (203)		
9	yosutu	約速秃孛額速 理有的有呵	2
	ükü'ülde=gü yosutu bö=esü bida mököri'ül=ü=t je. kese'ekde=gü yosutu bö=esü bida söyü=t je. (278)		